

68. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (同等スプリンクラ装置)

1. はじめに

2009年10月30日付一部改正により改正されている鋼船規則検査要領 R 編中、同等スプリンクラ装置に関する事項について、その内容を解説する。なお本改正においては、外国籍船舶用規則については2010年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。ただし、2008年5月9日以前に試験され、2009年7月1日までに承認された装置にあっては、2015年7月1日まで搭載することができることとしている。また、日本籍船舶については、2009年10月30日より適用している。

2. 改正の背景

火災安全設備コード (FSS コード) 第8章に自動スプリンクラ装置に対する要件が規定されている。また、当該要件を満足する装置と同等な装置に対する承認指針が、1995年に決議 A.800 (19) として採択されている。本会の規則においては、鋼船規則検査要領 R 編 R28.2.1-2.において、同等と認めるスプリンクラは決議 A.800 (19) に従ったものとする旨規定していた。

しかしながら、決議 A.800 (19) に規定される試験手順においては、FSS コードに規定される装置より厳しい性能が要求されるものとなっていること及び新たな技術に対応していないことから、IMO 防火小委員会において承認指針の

見直しが検討されることとなった。その結果、IMO 第84回海上安全委員会 (MSC84) において、決議 A.800 (19) の改正が承認され、決議 MSC.265 (84) として採択された。

このため、外国籍船舶用規則については、同等と認めるスプリンクラ装置は、決議 MSC.265 (84) で改正された決議 A.800 (19) に従い承認されるものとするよう関連規定を改めた。

また、日本籍船舶用規則については、国土交通省において、当該装置に関する基準を船舶検査心得 3-3-2 附属書 [1] に規定しており、改正等により本会の要件と国土交通省の規定する要件に差が生ずる可能性があったことから、同等と認める自動スプリンクラ装置については、船舶検査心得 3-3-2 附属書 [1] に従い承認されるよう関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 外国籍船舶用鋼船規則検査要領 R 編 R28.2.1-2 において、本会が適当と認める同等な自動スプリンクラ装置については、決議 MSC.265 (84) で改正された決議 A.800 (19) に従ったものとするよう改めた。
- (2) 日本籍船舶用鋼船規則検査要領 R 編 R28.2.1-2 において、本会が適当と認める同等な自動スプリンクラ装置については、船舶検査心得 3-3-2 附属書 [1] の基準に適合する装置とするよう改めた。

69. 鋼船規則検査要領 R 編における改正点の解説 (固定式消火装置の承認指針)

1. はじめに

2009年10月30日付一部改正により改正されている鋼船規則 R 編及び同検査要領中、高膨脹泡消火装置に関する事項について、その内容を解説する。なお本改正は2010年1月1日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用されている。ただし、2008年5月9日以前に試験され、2009年7月1日までに承認された装置にあっては、2015年7月1日まで搭載することができることとしている。

2. 改正の背景

SOLAS 条約第 II-2 章及び火災安全設備コード (FSS コード) において、種々の固定式消火装置の要件について規定されており、これらの固定式消火装置の性能基準及び試験

手順等を規定した承認指針がいくつか回章されている。本会の規則においては、鋼船規則 R 編において固定式消火装置の要件を規定しており、該当する承認指針に従った装置とする旨規定している。

当該承認指針においては、保護する区域が共通する消火装置について、性能試験及び承認基準等の整合性を取るべく、IMO 防火小委員会において、これら承認指針の総合的な見直しが行われた。その結果、IMO 第84回海上安全委員会 (MSC84) において、各種固定式消火装置に対する承認指針の改正が承認され、MSC.1/Circ.1267, MSC.1/Circ.1269, MSC.1/Circ.1270 及び MSC.1/Circ.1272 として回章されている。

このため、本会が適当と認める固定式消火装置について、対応する Circular で改正された承認指針に従ったものとするよう改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 鋼船規則検査要領 R20.5.1-6.において、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域に設置するその他の固定式消火装置については、MSC.1/Circ.1272 に従ったものとするよう改めた。
- (2) 鋼船規則検査要領 R25.2.5-1.において、機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式消火装置について、MSC.1/Circ.1267 で改正された MSC/Circ.848 に従ったものとするよう改めた。
- (3) 鋼船規則検査要領 R25.2.5-1.において、機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式消火装置について、MSC.1/Circ.1270 に従った固定式エアロゾル消火装置を認める旨を新たに規定した。
- (4) 外国籍船舶用鋼船規則検査要領 R27.2.1 において、機関室及び貨物ポンプ室用の固定式加圧水噴霧消火装置及び同等水煙消火装置については、MSC.1/Circ.1269 で改正された MSC.1/Circ.1165 に従ったものとするよう改めた。また、R27.2.1-2.として規定していた試験方法等の要件については、MSC.1/Circ.1269 に規定される内容であるため削除した。

70. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (汚水浄化装置の承認試験の適用)

1. はじめに

2009年10月30日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに関連検査要領中、汚水浄化装置の承認試験の適用に関する事項についてその内容を解説する。なお、本改正は、2009年10月30日より適用されている。

2. 改正の背景

- (1) 2006年10月に開催されたIMO第55回海洋環境保護委員会(MEPC55)において、決議MEPC.159(55)により、汚水浄化装置における排水基準及び性能試験に関するガイドライン(決議MEPC.2(VI))が改正されたことから、本会としても関連規定を改め、2009年4月15日付一部改正として既に取り入れている。本要件の適用に関する解釈として、IACSは2007年2月に統一解釈MPC88を策定し、2007年7月に開催されたIMO第56回海洋環境保護委員会(MEPC56)において合意された。このため、統一解釈MPC88に基づき、関連規定を定める。
- (2) 2004年4月に開催されたIMO第51回海洋環境保護委員会(MEPC51)において、決議MEPC.115(51)により、MARPOL条約附属書IVが改正されたことから、

本会としても関連規定を改めている。

日本籍船舶の汚水浄化装置に対しては、平成15年9月10日付政令第402号附則に基づき、特別要件を規定していたが、上記MARPOL条約附属書IVの改正により同特別要件は必要ではなくなったことから、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

具体的な改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則7編2章2.1.1-2.(日本籍船舶用)及び同検査要領7編2章2.1(日本籍船舶用)に定める汚水浄化装置の承認試験の適用に関する日本籍船舶用特別要件の規定を削除した。
- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領7編2章2.2.1-1.(2)に、IMO決議MEPC.159(55)の適用に関する解釈を明記した。具体的には、決議MEPC.159(55)で規定する汚水浄化装置の搭載日とは、IACS統一解釈MPC88に基づき、2010年1月1日前に建造開始段階にある船舶については、造船所への契約上の納入日(当該納入日が不明な場合には造船所への実際の納入日)とする旨明記した。

71. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領における改正点の解説 (燃料油タンクの保護距離)

1. はじめに

2009年4月15日付一部改正により改正されている海洋

汚染防止のための構造及び設備規則検査要領中、燃料油タンクの保護距離に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2009年4月1日から適用されている。